

WHO本部(スイスジュネーブ)の最中で、優先事項は、



# すべての人々が可能な最高の保健水準へ

## WHO (世界保健機関本部) 訪問

欧州  
食品衛生調査団  
に参加して

食品検査課 和田 貴臣

今回は国際的な感染症対策の現状について報告する。

最初の訪問先であるWHO(世界保健機関)本部で、現状について話を聞いた。11月1日、午前9時50分、調査団一行のバスがWHOの正面玄関に止まり、我々は早速、入館手続きへと移った。やはり国際機関だけあり、手続きは大変厳しく、目的、氏名、写真撮影などかなりの時間を要した。

しかし、いったん中に入ると、入館時の重々しさはなく、各フロアのロビーにテーブルやイスが置いてあり、いたる所で職員がカフェを楽しみながらディスプレイを操作していた。屋上からは、スイスという国を象徴するかのよう美しいアルプス山脈が見えた。

さて、ここでWHOについて再確認しておきたい。WHOは、1948年に「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的に設立された国連の専門機関で、現在、194カ国が加盟している。わが国は加盟国として各種会合に積極的に参加し、世界の保健活動に貢献している。WHOにおける感染症対策は、現在、2006~2015年までの10カ年活動計画

加盟各国に対して包括的な社会保障対策を提出することである。

具体的な内容として、世界中で問題となっている①インフルエンザ対策、②ノロウイルス対策が急務な課題となっている。これらは、わが国においても毎年、社会問題となっており、動向が注視されている。さらに、食品媒介感染症(食中毒)では、①魚介類のビブリオ対策、②食品媒介寄生虫対策が重点項目として挙げられている。一方、二枚貝のサルモネラ問題については、CODEXの食品衛生部会で基準を設けていたが、汚染された事例がほとんどなく、公衆衛生上のリスクが小さいことから、基準から削除する方向で進捗している状況であった。

また、2012年にスペイン産のチーズでリステリア菌によるアウトブレイクが発生し、注意喚起が出ている。日本ではリステリア菌という細菌の一般的な認知度が低いが、欧米では重点対策として位置付けられており、今後の世界的な発生動向に注意しなければならぬ。

WHOでは、わずか2時間の滞在と非常に物足りなさを感じる視察時間であった。しかし、初日から有意義な情報収集ができた。翌日以降の視察に対する期待を胸に、調査団一行は次の国、フランスへと足を進めた。

### CODEX (コーデックス) (Codex Alimentarius)

国際食品規格の作成などを行っている国際的な政府機関。正式には、コーデックス・アリメンタリウスという。

### outbreak (アウトブレイク)

一定期間内に、限られた範囲内あるいは集団の中で、感染症が急速拡大していくこと。



### ⑥ 水道法と水質基準

今回は、水道法に定められている水質基準について紹介します。水道法は、豊富・低廉・清浄な水道水を常に供給し、皆様に快適な生活を送っていただくために定められました。水道水質基準は、項目毎に毎日検査する項目、毎月検査する項目など、定期的に水質を検査することが決められています。この水質検査は、水道水を供給する水道事業者自身が、水道法第20条の登録を行った登録検査機関が行うことになっています。当協会は、この登録検査機関であり、水道水の安全確認のお手伝いをしています。水道水質基準は、「水質基準に関する省令」により詳細が定められており、最新の科学的知見によって常に見直され、逐次改正が行われます。現在の検査項

## 安心・安全な飲み水のために 50項目の検査が必要



イオンクロマトグラフ法による水質検査

目は50項目で、健康を守るために設定された30項目、料理や洗濯など生活に使う上で障害が生ずるといった観点から設定された20項目があります。例えば、水道水質基準の濁度について考えてみます。もし、毎日使う水道水が濁っていたら、口にしたくないはずですが、洗濯に使えば、洗濯物に汚れが付くかもしれません。また、大腸菌という項目もあります。もし、水道水に大腸菌が含まれていて、それが病原性を持つ菌であったら、お腹を壊したり病気になるかもしれません。水道水質基準には、その他ホルムアルデヒドなどの発がん性物質についても、厳しい基準が定められています。これまで6回シリーズで、水道水について紹介してきました。これを機に水道水に興味を持っていただき、安心・安全な水道水を飲んでいただければ幸いです。

(分析2課 井手岡 謙治)



### ③ 適正管理

2回にわたり、浄化槽の適正な維持管理について紹介してきました。今回は、水環境の保全の観点から、もうひとつの課題をお話します。

実は、浄化槽には、トイレの排水のみを処理する単独処理浄化槽と、台所やお風呂の生活雑排水も一緒に処理する合併処理浄化槽があります。昭和40年代、水洗

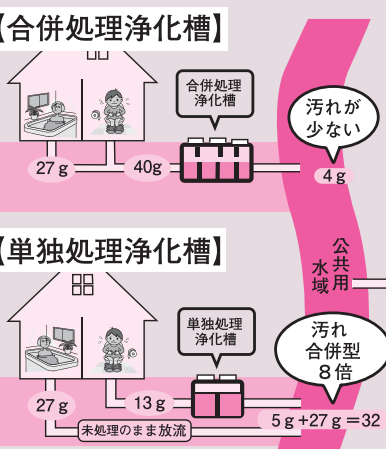
化要求の高まりを受け、単独処理浄化槽が急速に普及しました。その後、高性能で小型の合併処理浄化槽が実用化し、水環境保全意識の高まりもあり、徐々に普及していきま

## 良質な水環境の保全へ

### 合併処理浄化槽への転換を

及していきました。単独処理浄化槽は、平成12年の浄化槽法改正で新設が禁止されましたが、既存施設は引き続き使用されています。これらは、下水道接

### 浄化槽の比較



が、大きな課題となっています。市町によっては、合併処理浄化槽の設置に助成制度を設けるなどして転換を促しているところもあります。水環境の保全のため、このシリーズ終わり(広島県環境県民局 循環型社会課)